

## 役員報酬規程

### (総則)

第一条 この規程は特定非営利活動法人原子力資料情報室(以下、「本法人」という)の定款第 19 条第 3 項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して、基本事項を定める。

### (報酬)

第二条 本法人の役員には定款第 19 条第 1 項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支払うことができる。

2 本法人の代表理事2名に月額 30,000 円を役員報酬として支給する。ただし、その対象者は理事会の決議を経て決定するものとする。

(2016 年 7 月 4 日 理事会議決により改訂)

(2021 年 3 月 24 日 理事会議決により改訂)

(2022 年 4 月 15 日 理事会議決により改訂)

### (費用弁償)

第三条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。)については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (改廃)

第四条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

### (補足)

第五条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

附則 この規定は平成26年5月10日から施行する。ただし、定款第 19 条の定款変更が認証された後は、第四条の「総会」は「理事会」に読み替える。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室	事業年度	2021年4月1日~2022年3月31日
-----	--------------------	------	----------------------

## 1 資金に関する事項[①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	4,802,400円
賛助会員受取会費	5,514,000円
受取寄附金	33,583,135円
受取民間助成金(活動助成)	2,000,000円
受取民間助成金(研究助成)	2,953,733円
東京都家賃支援給付金	80,580円
小学校休業等対応助成金	32,982円
(1)原子力の開発利用の動向及び安全性に関する調査研究	0円
(2)原子力に代わるエネルギーシステムに関する調査研究	0円
(3)上記(1)(2)に関する研究会や国際会議等の開催	0円
(4)上記(1)(2)に関する社会教育及び提言活動	5,510,026円
(5)上記(1)(2)に関する国内及び海外の個人及び団体との交流	0円
(6)その他関連する事業	6,784円
受取利息	55円
雑収入	58,637円
合 計	54,542,332円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	0円
合 計	0円

## (3) その他


元書類收受日 令和4年6月3日  
 差替書類收受日 令和5年6月20日

2 取引の内容に関する事項[③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		8,106,000 円	寄附金、賛助会費
		6,998,460 円	活動助成金、寄稿収入
		3,210,000 円	寄附金、正会費
		3,000,000 円	寄附金
		1,332,142 円	事務所賃料(光熱費、電話使用料含む)

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,796,000 円	事務所賃料
			給与

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
 イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
別添書類に記載				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別添書類に記載				円	

3 寄附者に関する事項〔④寄附者(役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

氏名	寄附金額	受領年月日
	400,000円	2021.9.29
	3,000,000円	2021.4.21
	100,000円	2021.6.4
	100,000円	2021.11.4

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			役員報酬	2021年4月1日～2022年3月31日	120,000円

(注2)注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2021年4月1日～2022年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
8人	20,226,037円	

元書類収受日 令和4年6月23日  
差替書類収受日 令和5年6月20日

元書類收受日 令和4年6月23日  
 差替書類收受日 令和5年6月20日

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
該当なし			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実 施 日	使 途	金 額
2021.9.3	PLATTS Nucleonics Week 購読料	392,032 円
2022.1.21	PLATTS NuclearFuel Basic Package 購読料	497,342 円

別添書類 書式第17号(法第55条関係)

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室	事業年度	2021年4月1日～2022年3月31日
-----	--------------------	------	----------------------

3 取引の内容に関する事項[③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所または所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			2021.4.7	38,400円	書籍「原発と気候危機」(頒価600円)80部 社員(正会員)への割引販売(割引後頒価480円)
			2021.4.8	6,000円	書籍「原発と気候危機」(頒価600円)10部 社員(正会員)への販売
			2021.4.12	250円	書籍「どうする? 原発のごみ2」(頒価250円)1部 社員(正会員)への販売
			2021.4.12	400円	書籍「新版 どうする? 原発のごみ1」(頒価400円)1部 社員(正会員)への販売
			2021.4.8	3,000円	書籍「『原子力資料情報室通信』300号 記念CD-ROM」(頒価5000円)1部 社員(正会員)への割引販売
			2021.4.12	1,000円	書籍「老朽化する原発」(頒価1000円)1部 社員(正会員)への販売
			2021.4.1～2022.3.31	42,000円	書籍「原発と気候危機」(頒価600円)70部 社員(正会員)・寄附者への販売
			2021.4.1～2022.3.31	7,750円	書籍「どうする? 原発のごみ2」(頒価250円)31部 社員(正会員)・寄附者への販売
			2021.4.1～2022.3.31	7,200円	書籍「新版 どうする? 原発のごみ1」(頒価400円)18部 社員(正会員)・寄附者への販売
			2021.6.21	900円	書籍「動かない、動かせないもんじゅ」(頒価900円)1部 社員(正会員)・寄附者への販売
			2021.9.22	400円	書籍「許すな! 再稼働そして脱原発へ」(頒価400円)1部 社員(正会員)・寄附者への販売
			2021.10.20	1,000円	書籍「高レベル放射性廃棄物地層処分 の技術的信頼性批判」(頒価1000円)1部 社員(正会員)・寄附者への販売
			2021.4.1～2022.3.31	82,200円	書籍「原発と気候危機」(頒価600円)137部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.4.1～2022.3.31	3,500円	書籍「どうする? 原発のごみ2」(頒価250円)14部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.4.1～2022.3.31	4,800円	書籍「新版 どうする? 原発のごみ1」(頒価400円)12部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.4.1～2022.3.31	円	書籍「TWO SCENE 19」(頒価0円)10部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.4.1～2022.3.31	5,400円	書籍「原発はどのように壊れるか」(頒価1800円)3部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.4.1～2022.3.31	1,200円	書籍「六ヶ所再処理工場 忍び寄る放射能の恐怖」(頒価600円)2部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.8.25	1,000円	書籍「日本の原子力60年 トピックス32」(頒価1000円)1部 会員(賛助会員)・寄附者への販売

取引先の氏名等	法人との関係	住所または所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			2021.8.25	4,200円	書籍「高木仁三郎 反原子力文選」(頒価 4200円)1部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.8.25	2,500円	書籍「反原発運動四十五年史」(頒価 2500円)1部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.8.25	300円	書籍「増補 どうする? 原発のゴミ」(頒価 300円)1部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.11.17	1,000円	書籍「高レベル放射性廃棄物地層処分 の技術的信頼性批判」(頒価 1000円)1部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
				1,800円	書籍「プルトニウム発電の恐怖 2」(頒価 1800円)1部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
				920円	書籍「これならできる原発ゼロ! 市民が つくった脱原子力政策大綱」(頒価 920円)1部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
				500円	書籍「福島第一原発の「汚染水問題」は 止まらない」(頒価 500円)1部 会員(賛助会員)・寄附者への販売
			2021.4.1~ 2022.3.31	32,800円	書籍「原発と気候危機」(頒価 600円)55部 AG16:AG17 寄附者への販売
			2021.4.1~ 2022.3.31	3,200円	書籍「新版 どうする? 原発のごみ 1」 (頒価 400円)8部 AG16:AG17 寄附者への販売
			2021.4.1~ 2022.3.31	1,500円	書籍「どうする? 原発のごみ 2」(頒価 250円)6部 AG16:AG17 寄附者への販売
			2022.02.25	500円	書籍「チェルノブイリ原発事故-25年の メッセージ」(頒価 500円)1部 AG16:AG17 寄附者への販売
			2021.11.29	5,500円	書籍「検証 福島第一原発事故」(頒価 5500円)1部 AG16:AG17 寄附者への販売
			2021.10.6	300円	書籍「原子力資料情報室通信バックナンバー」(頒価 300円)1部 AG16:AG17 寄附者への販売
			2021.9.13	250円	書籍「原発再稼働なんて出来ない! 溜まり続ける使用済み燃料」(頒価 200円)1部 AG16:AG17 寄附者への販売
			2022.02.25	900円	書籍「動かない、動かせないもんじゅ」 (頒価 900円)1部 AG16:AG17 寄附者への販売
			2021.11.29	1,000円	書籍「老朽化する原発」(頒価 1000円)1部 AG16:AG17 寄附者への販売
			2021.4.1~ 2022.3.31	6,000円	書籍贈呈「原発と気候危機」(頒価 600円)新規社員への贈呈
			2021.4.1~ 2022.3.31	3,000円	書籍贈呈「原子力キーワードガイド」 (頒価 300円)新規社員への贈呈
			2021.4.1~ 2022.3.31	7,800円	書籍贈呈「原発と気候危機」(頒価 600円)新規賛助会員への贈呈
			2021.4.1~ 2022.3.31	3,900円	書籍贈呈「原子力キーワードガイド」 (頒価 300円)新規賛助会員への贈呈
			2021.4.30	2,000円	図書カードの贈呈「原子力資料情報室通信」寄稿の薄謝として
			2022.1.31	2,000円	図書カードの贈呈「原子力資料情報室通信」寄稿の薄謝として
			2021.9.30	2,000円	図書カードの贈呈「原子力資料情報室通信」寄稿の薄謝として
			2022.1.6	2,000円	図書カードの贈呈「原子力資料情報室通信」寄稿の薄謝として
			2022.2.28	2,000円	図書カードの贈呈「原子力資料情報室通信」寄稿の薄謝として

別添書類 書式第17号(法第55条関係)

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室	事業年度	2021年4月1日～2022年3月31日
-----	--------------------	------	----------------------

3 取引の内容に関する事項[③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

収入の部					
取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2021.8.24	250,000円	研究助成金
			2022.2.7	250,000円	研究助成金
			2021.4.30	499,560円	寄稿事業収入
			2021.8.2	499,560円	寄稿事業収入
			2021.11.30	499,670円	寄稿事業収入
			2022.1.31	499,670円	寄稿事業収入
			2021.4.1～2022.3.31	1,332,142円	事務所賃料(光熱費、電話使用料含む)
			2021.11.5	20,000円	講師派遣事業収入

支出の部					
取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2021.4.30	2,000円	「原子力資料情報室通信」寄稿
			2022.1.31	2,000円	「原子力資料情報室通信」寄稿
			2021.8.27	11,137円	講演(8/10 連続ウェブ講座)
			2021.9.30	2,000円	「原子力資料情報室通信」寄稿
			2022.3.10	11,137円	講演(3/10 ウェビナー)
			2021.11.29	11,137円	講演(11/9 連続ウェブ講座)
			2022.1.8	2,000円	「原子力資料情報室通信」寄稿
			2022.2.28	2,000円	「原子力資料情報室通信」寄稿
			2022.2.28	1,080,000円	ゲルマニウム半導体検出器測定
			2021.7.28	11,137円	講演料(7/20 連続ウェブ講座)
			2021.12.21	910円	消耗品(飲食物)購入
			2022.1.25	780円	
			2021.4.28	9,420円	翻訳ボランティア
			2021.6.28	5,775円	
			2021.8.27	6,015円	
			2021.10.28	5,200円	
			2021.12.28	5,805円	
			2021.4.28	68,985円	
			2021.6.28	34,790円	翻訳ボランティア
			2021.8.27	26,500円	
			2021.10.28	97,200円	
			2021.12.28	18,440円	
			2022.2.28	53,505円	
			2021.5.31	2,000円	商品(書籍)仕入
			2021.6.28	2,400円	
			2021.8.27	2,000円	
			2021.9.28	320円	
			2021.11.29	400円	

支出の部					
取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			2021.12.27	8,480 円	
			2022.2.28	1,440 円	
			2021.4.1～ 2022.3.31	168,000 円	書庫賃料
			2021.4.1～ 2022.3.31	533,463 円	電気料金

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室	チェック欄
-----	--------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

V

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	2021年4月1日 ～2022年3月31日	11人	0人	0%	3人	27.2%
㊹	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊺	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊻	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊼	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊽	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ						

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を記載します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおり記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					就任・退任 年月日	
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕		申請時
河合 弘之		理事		○						平成19年5月14日 就任
笹田 隆志		理事		○						平成27年5月16日 就任
柴 邦生 (西尾 漢)		理事		○						平成11年9月20日 就任
武本 和幸		理事		○						平成13年5月19日 就任
長谷川 公一		理事		○						平成27年5月16日 就任
伴 英幸		理事		○						平成11年9月20日 就任
満田 夏花		理事		○						平成29年5月13日 就任
山口 幸夫		理事		○						平成11年9月20日 就任
米本 昌平		理事		○						平成25年5月11日 就任 2021年5月14日 退任
伊藤 書佳		理事		○						2021年5月14日 就任
海渡 雄一		監事		○						平成19年5月14日 就任
高木 久仁子		監事		○						平成24年5月12日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	エクセル使用ルーズリーフ	毎日	10年
振替伝票	エクセル使用ルーズリーフ	毎月	10年
仕訳帳	エクセル使用ルーズリーフ	毎月	10年
総勘定元帳	エクセル使用ルーズリーフ	毎年	10年
給与台帳	エクセル使用ルーズリーフ	毎年	10年
棚卸資産台帳	エクセル使用ルーズリーフ	毎年	10年
固定資産台帳	エクセル使用ルーズリーフ	毎年	10年

## (記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		V
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬届等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬届等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		レ
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	V					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 原子力資料情報室	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		V
<p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</li> <li>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> </ul> <p>二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 暴力団</li> <li>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</li> </ul>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	--	---

添付書類	<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</p> <p>(注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること</p> <p>(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要</p>	
------	---	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>